

2018年7月13日

平成30年7月豪雨による災害により被害を受けられた皆さまへ

エタニティ少額短期保険株式会社

このたびの平成30年7月豪雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険商品の水害被害に関してご対応できる内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

### 記

○安心保険プラスⅢスーパー、安心保険プラスⅡスーパー、安心保険プラス・スーパー  
(安心保険プラスⅢ、安心保険プラスⅡ、安心保険プラス)

- ・水害により、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生し、  
＜表1＞の区分に該当する場合、家財保険金が支払われます。
- ・条件により＜表2＞のとおり、賃借費用保険金も支払対象となる可能性があります。

＜表1＞家財保険金

水害	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	<b>損害額×100%</b> 損害額が家財保険金額をこえるときは、 <b>家財保険金額限度</b>
	上記以外で床上浸水による損害	<b>家財保険金額×10%</b> (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×10%) <b>1事故につき60万円限度</b>
	家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	<b>家財保険金額×5%</b> (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×5%) <b>1事故につき30万円限度</b>

※なお、土砂崩れによる損害は上記の水害として取り扱います。

<表2>費用保険金

賃借費用 保険金	事故により入居物件が半損以上になり、 <b>家財保険金の支払いがある場合</b>	入居物件の月額賃借料の 3か月分もしくは30万円の いずれか低い額を限度に、 損害が生じたときから1か月 以内に発生した <b>実費</b>
-------------	---	--

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上のもの。

以上

お客さまの被災状況に関するご連絡につきましては、  
弊社<保険金請求受付センター>にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

<保険金請求受付センター>

**0120-370-671 (24時間365日受付)**